

平成 27 年度第 2 回（通算第 4 回）水俣条約対応技術的事項検討会
ご指摘事項と対応案

（2）主な水銀使用製品のリスト化について <資料 2>

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
1	リストへの情報追加	<ul style="list-style-type: none"> ● 製品の分別回収に役立てるという観点では、今後製造が続いていく製品と、製造が廃止されていく製品が識別できるようなリストが望ましい。また、製造が続いていく製品に関しては、現状どのような表示がなされているか等に関して、これまでの検討過程で収集した情報も含めて追加したほうがよいのではないか。（崎田委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後製造が続く製品とそうでない製品について、リストで判別が可能となるように更新する。 ● 表示等に関する現状の取組に関しては、今後実施する予定のヒアリング結果も踏まえつつ、リストへの追加を検討する。 → リストに項目を追加
2	朱・顔料	<ul style="list-style-type: none"> ● 朱や顔料は年間 1 トン程度が定常的に国内供給されているのではないかと。表 2 には塗料の記載はあるものの、朱は記載されていない。（高岡委員） ● 顔料については、塗装後に最終的に廃棄物として排出される場合の形態もどうなるのか不明である。廃試薬として排出されることもあるかもしれない、リストに含めたほうがよいのではないかと。（高岡委員） 	<p>朱・顔料に関する既存情報（文化財修復事業者に対するヒアリング結果等）を再度整理し、製造・流通量、想定排出量、排出者の数・特性等を踏まえ、リストへの追加を検討する。 → 「朱（顔料）」及び「朱肉」をリストに追加</p>

（3）製品表示等の情報提供の方法について <資料 3>

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
3	自治体等による普及啓発の重要性	<ul style="list-style-type: none"> ● 資料 3、図 1 で、情報提供のフローについて①～④まで整理しているが、表示による情報提供ではカバーできない、水銀血圧計等の退職品に関する普及啓発についての配慮も必要ではないかと。図 1 の普及啓発の部分で、家庭で退職されている製品に関する広報・普及啓発が必要という課題についても言及しておくのがよいのではないかと。（崎田委員） ● 例えば水銀血圧計や水銀体温計については、今後表示を施すというよりも、封入されていることを周知することが重要である。ランプも同様で、自治体等がランプの分別収集を開始しているが、ランプには水銀が封入されている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中環審循環型社会部会で検討が行われている分別回収ガイドラインの検討の際に、主に議論が行われる内容と考えられるところ、いただいた御指摘・御意見は中環審循環型社会部会に報告する。

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
		<p>ことを周知することが重要である。（田村委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 例えば水銀血圧計や水銀体温計のように、今後製造が廃止されていく一方で退蔵がなされている製品に関しては、今から製造されるものに表示を施すというよりも、分別回収に関して自治体から普及啓発を行うといったことのほうが有効と考えられる。こうした普及啓発の方法についても、検討していくべきではないか。（田村委員） ● 8ページの図1に、自治体から消費者への普及啓発という情報提供フローを追加していただきたい。（東海座長） ● 事業者自身が、店頭又は製品において普及啓発を行うという点も重要と考えられるため、「自治体等から消費者への普及啓発」という表現を用いていただきたい。（崎田委員） ● 自治体に加え、メーカー等による普及啓発も重要である。一般消費者は、自治体によるゴミの排出方法に関するマニュアルを参照するため、こうした普及啓発を充実させることが大変有効である。（田村委員） ● 産業廃棄物関係では、産業廃棄物処理業者から排出者に対して、分別するよう言ってもらえるとよい。（田村委員） ● 自治体の責務は法第17条で、産業廃棄物に関する情報提供はWDSの話であるため、法第18条の事業者の責務とは若干異なることに留意する必要がある。ただし、自治体の対応や、一般廃棄物・産業廃棄物に関する対応については重要なため、言及しておく必要はあるだろう。（大塚座長） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 図1に「自治体等から一般消費者への普及啓発」の矢印（フロー）を追加する。
4	論点3、表示等の情報提供の方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 9ページ、表6の論点3の表示方法については、循環型社会部会でも検討されることと思うが、出来れば本体に表示していただきたい。難しいようであればパッケージや取扱説明書への表示ということになるかもしれないが、ウェブサイトに掲載したとしても、ほとんどの消費者は製品との結びつ 	<p>論点3の表示方法に関して、製品或いはその周辺物に対する表示方法（上3つ）と、それ以外の周知方法（下3つ）を区別し、検討を進める。</p>

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
		<p>きを認識しないのではないか。表示方法案に優先順位をつけたほうがよいのではないか。小さい部品の場合には、製品本体への表示が難しい等の事情を踏まえウェブサイトに掲載するということがあるかもしれないが、どの表示方法でも良いというわけではないのではないか。（大塚委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報提供方法の案として示されている6項目について、製品本体或いはその周辺物においてどのように表示するかということが重要である。上3つの項目と、下3つの項目が同じレベルで記載されていることに違和感を覚える。上3つの項目を補完するものとして、店頭での表示やウェブサイトでの情報提供があるのではないか。これらの複合型というのもありうる。こうした点を配慮していただきたい。（崎田委員） 	
5	事業者ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ● 10ページのヒアリングに関連して、これまでに実施した事業者ヒアリングにおいて、中小企業が多い業界では徹底が難しい面があるという話があった。大企業による先進的な取組、業界としての取組などで全体をフォローしていくことが重要である。事業者同士の協力・連携ということも含めながら、こういった対応が可能なのかという点も考慮して、今後のヒアリングを実施していただきたい。（崎田委員） 	事業者ヒアリングの内容に含める。
6	<p>循環型社会部会との情報共有が必要な事項</p> <p>（廃棄物の排出シナリオ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 製品が最終的に廃棄物として排出される場合に、製造・出荷時の姿を留めない状態で、例えば潰れた状態で排出されることも考えられる。金属水銀が封入される製品が事業所内で潰れて、金属水銀が排出されることもあるのではないか。循環型社会部会の所掌事項かもしれないが、製品の回収について検討するにあたっては、こうした点にも留意していただきたい。（高岡委員） ● ランプについても、例えば建築廃棄物の中に割れた蛍光ランプが混入していることもあり、こうした状態についても考慮しておく必要がある。ガイドラインは現在検討が進められているものと思うが、表示等とも密接に関わってくると考えられるため、出来る限りガイドライン側の情報を提供していただ 	中環審循環型社会部会で検討が行われている分別回収ガイドラインの検討の際に、主に議論が行われる内容と考えられるところ、本検討会に関する事項については留意する。

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
		き、表示に関する検討を進めていきたい。（田村委員）	
7	循環型社会 部会との情 報共有が必 要な事項 (既存の回 収体制の実 態把握)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状でも表示或いは回収がなされているものが存在することを踏まえると、既存の回収体制やそれがうまく機能しているのか、といった情報を収集し、整理しておくことが必要ではないか。それを踏まえてどのような表示が望ましいかを議論する機会はあるのか。（蒲生委員） 	ヒアリングにおける主な聴取事項として、「情報提供に関する現状の取組」も挙げている。事業者による対応の現状について、情報を提供していただければと考えている。

（４）平成 27 年度 試買調査の方法について <資料 4>

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
8	調査全体の 設計	<ul style="list-style-type: none"> ● 試買調査の趣旨は、水銀の流通量や廃棄量を把握することだと思う。各製品に含まれる水銀量、流通する製品に含まれる総水銀量を試算し、優先順位をつけたほうがよいのではないかと。水銀量が多い製品であって、依拠するデータが不足する製品に関しては、重点的に調査が必要であり、水銀量が少ない製品の場合には、検体数を減らすといった対応も可能である。水銀量の見積もりを試算した上で、調査を設計していただきたい。（蒲生委員） ● 中長期的な試買調査で把握される数値等のデータは、法律の施行状況の確認という点に密接に関わってくる。全体の数量等について、毎年一定の調査を実施し、差を評価できるように取り組んでいく必要がある。こうした点も考慮し、調査を設計していただきたい。（崎田委員） ● 一般消費者側としては、身近に購入する、例えば子供用の輸入品玩具に組み 	<p>予算やスケジュールも踏まえつつ、可能な範囲で実施する。</p> <p>中長期的な試買試験については、ご指摘の内容も含め今後の検討会において検討する。</p>

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
		<p>込まれているボタン形電池が水銀フリー品か否かを判別したいという思いもある。試買調査では、そうした点についてのチェックという観点も考慮していただきたい（崎田委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在流通している製品からの水銀排出を抑えるという早いフローと、退蔵されている製品からの水銀排出を抑えるという遅いフローという2種類の観点がある。試買調査では比較的早いフローに着目しており、循環型社会部会の議論では、退蔵品も含めて、回収システムの設計が検討されることとなる。試買調査は、早いフローの部分を対象とすることを明確にした上で実施すると良い。カバーされていない部分は将来の課題として整理していただければよいのではないか（東海座長） 	
9	水銀含有量測定	<ul style="list-style-type: none"> ● 水銀含有量測定の検体数について見通しはあるか。2～3というわけにはいかないと思うが、製品の種類も多岐にわたると考えられる。1種類の製品に関する再現性ということも留意する必要があるが、検体数はなるべく多いほうがよい（高岡委員） ● 輸入品については、メーカーごとに製品の特性が多岐にわたる可能性があるため、試料数を増やすことを重視したほうがよいのではないか（高岡委員） 	有識者の意見、測定にかかる期間や費用を踏まえ、可能な範囲で実施する。
10	安全性試験	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全性を確認しておく重要性は理解するが、本調査で実施する意義が分からない。破裂の危険性が高くなった場合の対応はどうか、ということも含めて、十分に検討していただき、文脈に合うかどうか確認していただきたい。（蒲生委員） ● 製品の性能と水銀量の関係性についても考慮する必要があるだろう。ランプでは製品寿命によって水銀封入量が異なる場合がある。例えば寿命が5,000時間の場合は3mg、15,000時間の場合は4mgというように。この場合、同じ使用期間で考えれば、4mg封入の長寿命製品のほうが、排出される水銀量が少ないということになる。RoHS指令では、長寿命ランプに関しては異なる 	例えばボタン形電池について、破裂の危険性について聞かれることもあるため、確認・検討のために調査内容に含めている。ただ、安全性試験の実施については、まずはその実施方法等について引き続き検討することとしたい。

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
		<p>基準が策定されているということもある。ボタン形電池についても、例えば補聴器に使用される空気亜鉛電池がユーザーの耳元で破裂するといった危険性も考えられる。水銀フリー化しても安全なのかも考えていく必要があるだろう。ボタン形電池の安全性試験の方法に関して、現在電池工業会において検討がなされており、そちらの検討結果を踏まえ、本調査でも同様の手法を採用するのが望ましいのではないか。（田村委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 以前に乾電池の液漏れが一時的に増えたことがあったが、安全性が担保されていない状態で強引に水銀量を減らした結果だと考えられる。こうした事例は、とくに子供用の玩具で起こると非常に危険であり、水銀以外に、アルカリ性の液漏れといった危険性も考慮する必要がある。製品中の水銀を減らすことが安全性の担保に繋がらない場合があるという点にも留意する必要がある。（田村委員） 	